



「和解金」を持ちかける偽メールに注意!

【偽メールの例】

< 国民生活センター特別送金課

SMS/MMS

国民生活センター〇〇です。

《示談金〇万円》受け渡しの件
でご連絡をさせて頂きました。

※下記URLから至急ご確認をお
願います。

<https://〇〇〇〇.net>

URLをクリックしてはダメ!

メールのURL (リンク) を
クリックすると、別サイトに
つながり、「和解金の受け取
りには書類作成費用が必要」
といった文章が表示され、電
子マネーを購入して利用番号
を伝えるように要求されます。



示談金!?



被害に遭わないために知っておくこと

- ・消費者庁やその他の行政機関が、示談金や和解金の受け取りに関してお金を要求したり、預かったりすることはありません。
- ・電子マネーを購入させ、利用番号を聞き出すのは詐欺の典型的な手口です。そのような要求を受けた場合には絶対に応じないようにしましょう。
- ・本件に関するご相談は、下記窓口へお電話ください。

◆ 消費者ホットライン 電話番号 188 (いやや!)

(最寄りの消費生活センター等をご案内します。)

◆ 警察相談専用電話 電話番号 #9110 ※いずれも局番なし